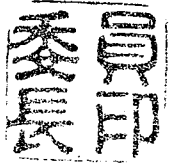


審査結果報告書

令和5年10月3日

鳥取県議会議長 浜崎 晋一 様

鳥取県議会政治倫理審査会委員長 野坂 道明



鳥取県議会議員の政治倫理に関する条例（以下「条例」という。）第5条第1項の規定に基づき、令和5年7月20日に提出された、鳥取県議会議員に係る審査請求について、本審査会において審査した結果は次のとおりでしたので、条例第11条第1項の規定により報告します。

第1 審査請求の対象とされた議員

藤縄 喜和 議員

第2 審査請求の概要

令和5年7月20日付審査請求書に記載された請求の概要は次のとおりである。

1 審査請求の対象となる事由

- (1) 条例第3条第1項第1号「議員としての品位を著しく損なう行為により、県民の議会に対する信頼を失墜させてはならないこと。」
- (2) 条例第3条第1項第6号「公正を疑われるような金品その他経済的利益を与え、又は得てはならないこと。」

2 審査請求の理由

被審査議員は、令和4年8月から同年12月にかけて鳥取市選挙区内の有権者に中元や歳暮の名目で食品セット（計17万3,880円相当）を贈ったとして、公職選挙法違反の罪で略式起訴され、鳥取簡易裁判所から令和5年6月8日付で罰金40万円の略式命令を受けた。なお、略式命令に対して正式裁判の請求を行っており、刑は確定していない。

このことについて、条例第3条第1項第1号又は第6号に反する疑いがあると認めるため、審査請求を行う。

第3 審査結果

1 結論

本件は、条例第3条第1項第1号「議員としての品位を著しく損なう行為により、県民の議会に対する信頼を失墜させてはならないこと。」及び第6号「公正を疑われるような金品その他経済的利益を与え、又は得てはならないこと。」に反するものと認める。

2 議長に求める措置の内容

条例第10条の規定に基づき、議長に対し、「議員辞職の勧告」の措置を講ずるよう求める。

3 認定した事実

被審査議員からの意見聴取等の結果、次のとおり事実認定した。

- (1) 被審査議員は、令和4年に、鳥取市選挙区内の有権者13人及び有権者以外7人に対して中元を、鳥取市選挙区内の有権者40人及び有権者以外14人に対して歳暮を、それぞれ贈った。
- (2) 贈り先に変化はあるものの、令和3年以前にも中元や歳暮を鳥取市選挙区内の複数の者に対して贈っていた。
- (3) これまで、被審査議員が贈り先や支援者などから、中元や歳暮を贈ることについて公職選挙法に違反する旨の注意や指摘を受けたことは確認できず、被審査議員は、縁の深い特定の方に丁寧な時候の挨拶として贈っているものであり同法で禁止されている寄附には当たらないと認識していた。
- (4) 被審査議員は、公職選挙法で禁止されている寄附の内容について、冊子の配布等によって知る機会があったものの、丁寧に読み込んでおらず、不特定多数の者に対して選挙目的や売名目的で中元や歳暮を贈ることが同法により禁止されているものと思い込んでいた。
- (5) 令和4年に中元や歳暮を鳥取市選挙区内の複数の者に贈ったことについては、鳥取簡易裁判所から、公職選挙法違反の罪で罰金40万円の略式命令を受け、これに対し、正式裁判の請求を行い、現在争訟中である。

4 本審査会の判断

(1) 公職選挙法の規定との関係について

公職選挙法第199条の2第1項の規定により、選挙に関するかどうかを問わず、また、いかなる名義をもってするかを問わず、特定の場合（例えば、親族に対する場合等）を除き、選挙区内にある者に対して寄附をすることは一切禁止されている。同法上の「寄附」とは、「金銭、物品その他の財産上の利益の供与又は交付、その供与又は交付の約束で党費、会費その他債務の履行としてなされるもの以外のもの」（第179条第2項）と定義されており、一般の社交上の寄附（中元、歳暮、病氣見舞い、香典、祝儀等）も含む、広い概念として規定されている。

これに違反した場合、寄附が選挙に関しないもので、かつ、通常一般の社交の程度を超えないものであっても、50万円以下の罰金に処せられること（第249条の2第3項）、また、情状酌量がある場合を除いて5年間、選挙権及び被選挙権が停止されること（第252条第1項及び第4項）が規定されている。

本件に関して、被審査議員は、丁寧な時候の挨拶として、縁の深い特定の者に対してのみ中元や歳暮を贈っていたものであり、同法の趣旨を害したとは考えていないと

主張している。

しかし、中元や歳暮は典型的な同法上の「寄附」に該当するものである。被審査議員がそれらに対してどのような意味づけをしようとも、鳥取市選挙区内の者に対して中元や歳暮を贈ったことは客観的事実として本人も認めているところであり、本審査会としては、同法によって禁止されている「寄附」に該当する可能性が極めて高いものと判断する。

すなわち、本審査会は、法令に違反するかどうかを判断する機関ではなく、本件に関する刑罰や情状酌量による公民権不停止の規定の適用の有無については、今後、司法機関において判断される場所であるが、本件が条例第3条第1項に規定する行為規範に反するかどうかを判断する前提として、公職選挙法の規定に抵触するおそれが非常に大きい行為であったと認定するものである。

(2) 条例第3条第1項に規定する行為規範違反について

ア 条例第3条第1項第1号違反について

鳥取県議会議員には、条例第2条により、「議会が果たす役割と権限の大きさを認識し、法令を遵守することはもとより、公正な職務と高い倫理的義務が課されていることを自覚して、自らの行動を厳しく律しなければならない」という責務が課されている。前述のとおり、中元や歳暮は公職選挙法の規定により禁止される典型的な「寄附」の類型であり、上記責務を負っている鳥取県議会議員としては、仮に他者からの指摘を受けたことがなくとも、当然に知っておかなければならない事項であり、公正を疑われることがないよう厳格に行動を律しなければならなかったといえる。ましてや、20年以上にわたり議員を務める被審査議員が、自身の贈った中元・歳暮については同法に違反する「寄附」ではないという独自の解釈のもと本件行為に及んだことは、あまりにも軽率で法令に対する認識が甘かったと言わざるを得ず、その過失は重大である。

そして、本件については、略式起訴等の一連の経過が報道されたことにより多くの県民に議会に対する不信感を与えたものであり、また、実際に県議会事務局や県執行部県政相談窓口には、非難や厳正な対処を求める複数の意見が寄せられたことが認められる。

よって、条例第3条第1項第1号「議員としての品位を著しく損なう行為により、県民の議会に対する信頼を失墜させてはならないこと。」に反するものと認める。

イ 条例第3条第1項第6号違反について

被審査議員は、贈り先の方を有権者として意識して贈ったことはなく、かつ、通常一般の社交の範囲を超えるものではないため、公正な選挙や金のかからない選挙という公職選挙法の趣旨を害するものではなかった旨の主張をしている。

しかし、被審査議員のそのような主観的な認識にかかわらず、贈り先に有権者が含まれていることは事実であり、同法の規定に抵触する可能性が極めて高いものと考えられることから、県民から公正に対する疑惑を持たれかねない行為であったことは明らかである。

よって、条例第3条第1項第6号「公正を疑われるような金品その他経済的利益を

与え、又は得てはならないこと。」に反するものと認める。

(3) 議長に求める措置の内容について

県議会議員は、県民の厳粛な負託を受けて県議会という県の重要な意思決定機関を構成するものであり、法令を遵守することはもちろんのこと、県民の模範として高い倫理観や識見を求められる立場にあり、自らの行動を厳しく律しなければならない。被審査議員の行為は、このような議員としての倫理・責務に反することは明らかであり、かつ、本件による議会に対する信用失墜の度合いも大変厳しい状況にある。

このような事情に鑑み、「議員辞職の勧告」の措置を講ずるよう議長に求めることが相当であるとの意見が多く出され、採決の結果、出席委員10人中9人の賛成により、「議員辞職の勧告」を求めることと決定した。

なお、その他の意見として、他の地方公共団体における事例との均衡等を考慮し、本件は「審査会が必要と認める措置」として、「議場での陳謝及び役職辞任の勧告」の措置が相当であるとの意見（出席委員10人中1人の賛成）もあった。

第4 審査の経過

1 第1回審査会（令和5年7月27日開催）

(1) 正副委員長の互選

野坂道明委員を委員長に、興治英夫委員を副委員長に選任することを決定した。

(2) 協議（審査の進め方について）

今後の審査の進め方について、被審査議員から文書により弁明書の提出を求めると、次回の審査会において被審査議員の出席を求め、弁明の機会を付与すること及び各委員から被審査議員に対する質疑を行うこと、本人への質疑終了後、審査会としての結論の方向性を協議することを決定した。

2 第2回審査会（令和5年9月12日開催）

(1) 弁明の機会の付与

被審査議員が出席し、口頭による弁明を実施した。

(2) 質疑応答

被審査議員から提出された弁明書及び(1)の口頭による弁明を踏まえ、各委員から被審査議員に対し、質疑を行った。

(3) 協議（結論の方向性について）

(1)及び(2)を踏まえ、条例第3条第1項に規定する「行為規範」に反するかどうか、及び、審査会から議長に対して求める措置について、結論の方向性を協議した。議長に対して求める措置については、次回の審査会において引き続き協議することとなった。

3 第3回審査会（令和5年10月2日開催）

(1) 協議（措置について）

第2回審査会に引き続き、審査会から議長に対して求める措置について、協議した。

採決の結果、「議員辞職の勧告」を求めることに決定した。

(2) 協議（審査結果報告書の構成案について）

議長に対して提出する審査結果報告書の構成案について、協議・決定した。審査結果報告書の文案については、次回の審査会において協議することとなった。

4 第4回審査会（令和5年10月3日開催）

(1) 協議（審査結果報告書案について）

議長に対して提出する審査結果報告書の文案について、協議・決定した。

(2) 協議（議員辞職勧告決議案について）

議員辞職勧告の決議の文案について、協議・決定した。